# 徳山鳴鳳館の創設について

A Company

兼

重

宗

和

じめに

は

後に学校の組織にまで発展した。また、貧窮打開・藩富開発など藩みずからの必要からも創設された。 た学校で、 戦力を維持するため兵学等に力をそそぐ必要があった。そのために各藩は武芸稽古場・兵学教場を直営し、それが 本稿では、 藩学は、 武士の教育機関として重要な地位を占めた。諸藩、特に徳山藩等の外様大名においては、ひそかに自衛 江戸時代から学制頒布以前に、 徳山藩の藩学鳴鳳館がどのような過程を経て、またどのような目的で創設されたかを論じたい。 藩主が藩士およびその子弟を教育するために藩費をもって設立・経営し

# 一、藩学設立以前

検地では禄高四万十石とされたが、寛永十一年に至り四万五千石と定められば、さらに 慶安四年(一六五一) 毛郡のうち二十カ村、高三万千四百七十三石を分知された』ととに始まる。その後、寛永二年(一六二五)の熊野 徳山藩主毛利氏は萩藩主毛利氏の支族で、その創設は元和三年(一六一七)輝元の次男就隆に周防国都濃郡 の検 熊

地では五万四百七十五石余りを算している。

とともに地名を徳山と称した。 初代藩主就隆は、寛永八年都濃郡下松に邸宅を設け、 さらに慶安元年になり居邸を野上村に移し、 同三年 -の落成

徳山藩毛利氏の系図は左の如くである。

<徳山毛利氏系図>

徳山毛利氏祖 毛利輝元二男 ○就 降 。 元= 売≒ 次 睯 · 広<sub>五</sub> · 元ª 豐 堯 -就<sup>七</sup> -| | 広☆ 馴 倫 窵 鎮

の一条に「諸士常々無懈怠、文武可相嗜事、附分限相当武具馬具人柄可相嗜候、 就隆は、 江戸にてその生涯の多くを送ったが、 山下数馬隆重当職在任の初年に 但折々組頭共可相究事。」と諸士 「家中諸法度定®」 を発布し、

に文武の奨励をしている。即ち、就隆は元和八年から寛永十五年までの十数年間の江戸滞在中に文武の 修 行 特に馬術にたけ将軍の上覧があったと伝えい、 条を加える礎となったといえよう。また、 就隆は父輝元の慈愛を一身にうけ、それとともに栗屋肥前の教育 斯くしたことが諸士に対する文武の、 特に武道の奨励を命ずる をつ

的影響を多大に受けたことは言うまでもない。

み 右

う の 一

· 元九

蕃

----O元 + 自長府入

-元±

秀

-元<u>+</u>

靖

文も参考としたであろう。

H 元賢は、 「の藩邸で卒した。 延宝七年(一六七九)八月、 さらに大野八之丞の兵法を講じさせい、 貞享四年(一六八六)六月に初めて徳山に帰ったが、 元賢が徳山にて藩政をとったのは一年間という短期であるが、貞享四年十二月に射的の稽古場 就隆は江戸三田の藩邸で卒し、 また桜馬場で中座以上のものに馬二十一疋をもって馬術を習わせ 翌元禄元年四月江戸に参観し、 よって同年九月当時十歳の元賢が家督を相続した。 同三年五月に江戸三

初代就隆二代元賢の藩主期は、 主として武芸を中心に発展した時期といえる。 るなど文武の奨励をおこなっている。

志し仮初も礼法を乱さす、 旗本諸士に対し定めた 忠孝を励し妻子親族に睦しく朋友の交を正し不可乱風俗事®」とある。即ち、この法度は、 事」なる条文に基づいたと考えられる。更に、宗藩綱広の万治制法の「諸士は常に文を学ひ武を翫ひ、 一代元次は襲封とともに元禄四年十月「家中諸法度」を領布した。その一条に「文道武芸を心掛、 「忠孝をはげまし礼法正しく、 義理を専として公義をうやまひ法度を守り、 常に文道武芸と心掛、 其役々に怠るへからす® 義理を専とし、 寛文三年に将軍家綱が 風俗を乱す (下略)」なる条 忠孝を心掛、 忠孝の道に 可ら ざる

た。 次は伊藤仁斎の学を尊び、 五郎右衛門を学費一年銀八百匁(書籍借料等は外に支給された)をもって京都に遊学させ、 し優待するとともに、 に仁斎の推賞した漢の桓寛撰 元禄十六年 このように、 好学の大名で、 (一七0三) 元次は自らも学問を学ぶと同時に、 徳山に来た東涯に『棲息堂坐右箴』を作らせた。また、 平素読書をする所を棲息堂と称し、 に元次は、 京都で仁斎の子伊藤東涯・弟の蘭嵎に師事する一方、 『塩鉄論』十二巻を校訂出版させた。 岩国藩儒宇都宮遯庵を招き、 家臣の育成にも努めた。 また東堂廓に蔵書三万余巻を有す 『棲息堂記』・松屋十八景の詩 元次はこの二人を宝永四年六月に五人扶持に給 即ち、 書は佐々木玄龍に師事した。 東涯に命じ宝永五年 元禄十三年九月に家臣の藤井 また同十七年 書 など 「庫を設けた。 (一七(八) を には長沼 作 3 日 元

常庵 (玄珍)を遊学させた。 常庵は医術を修めるとともに、仁斎に師事し文学も学んだ。常庵への貸与銀は

四

百匁であった。 続いて宝永三年四月に水津寿仙を遊学させた㎞。

他に『遠石記』 元次は詩歌に長じ『徳山雑吟』 P · 【徳山 府 記し、 を作り、 『徳山 「名勝」等が作られた。 また家臣亀谷小兵衛に補助金を与え『授時暦諺解』 を刊行させた。 その

綱吉の文学奨励が多大な影響を与えたことは言うまでもない。 。 また同七年二月に本多流槍術などをとりいれ家臣に奨励している\*\*。 徳山藩の文学の興隆は、 元次による仁斎の古学派(仁斎学派)の導入により道が開かれた。その背景には 一方、武芸については元禄六年十一月に しかし、 教育的組織運営までにはい 槍

なか

~つ

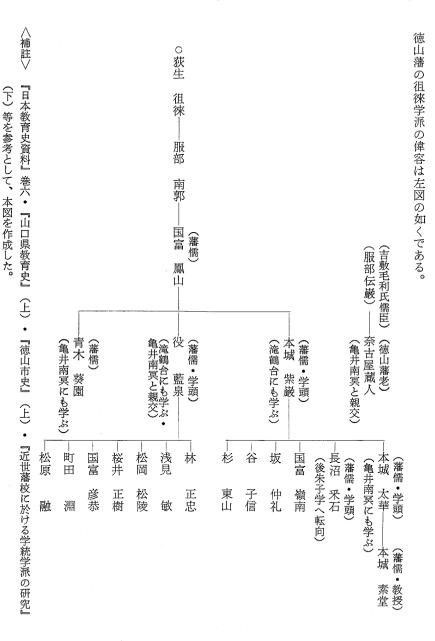
藩士等 改易によって荒廃した城下の整備や藩の政務におわれ、 して亡った īF. 並徳五年 の幕 游へ (一七一五) の万役山事件に端を発っし、ついに幕府は徳山藩を改易した。 の の藩再興 への嘆願がみのり、 ついに享保四年元次の嫡子元堯に徳山藩の旧領が還付され 応の整備をみたものの参勤中に疱瘡にかかり、 しかし、 萩藩主吉元や徳 た。 襲封三年 元堯は、

)門にいり三年間研修の よって元次の二男広豊が藩主となった。 の家塾を開き、 藩主子弟の教授をした。 のち帰藩し、 藩主の侍講をする一方、 広豊は、 侍講に国富鳳山をもちいた。 「当時学校ノ設ナク僅カニ有志者 鳳山は壮年江戸に赴き、 ノ乞ヒニ応 服 自宅 南

宗藩で はすでに享保四年に明倫館 が開設され、 Ш 県周南が二代学頭になり (元文二年から寛延元年 まで 在

儒 子学から古文辞学にとってかわり、 在 職 後の宝暦年 蕳 にようやく普及しはじめた。 当時の学風を風靡した。 即ち、 宗藩が古文辞学をとったことにならい、 しかし、 徳山藩 においては古文辞学派の国富鳳 徳山藩においても 山 職 朱

藩主広豊自らも古文辞学を学んだ。



五

延享元年

(一七四四)

七月、

次の訓令が出された。

広 位豊の 藩 主期は、 朱子学から古文辞学へ移行した時期で、 学派上の一 大変革といえる。

六

り H 広豊が鳳山 しており、 学んでおり、 早く導入された。 **圭斎について学んだのち京都で仁斎の長子東涯について古義学を修めている。** 導入を記載している。 枝毅斎が京都に学び、 たろう。 もこれに傾注し、世人の好悪や反対を意とせず、 徳山 広豊が藩主の時期宗藩明倫館において、 徳山藩が古文辞学を採用したのは宗藩に次ぎ早く、 市史』上によると、 すなわちいわゆる徂徠学について知るものはまれであった。 を侍講に選んだ理由に、 徳山藩におい 古文辞学を修めたのではない。 徂徠の古文辞学は、 そのころようやく流行を見た古文辞学にふれ、その影響は次第に岩国から徳山に及んだ。 しかし、 、ても宗藩の影響を受け国富鳳山が江戸にて古文辞学を修めたと考えてよかろう。 「鳳山がはじめて儒学を講じたころは、一 **圭斎は岩国藩主吉川広達の命により伊藤仁斎の堀川塾で古義学を学び、また毅斎も** 宗藩六代藩主宗広七代重就とも古文辞学を修めており、 仁斎の古義学に相反して唱えられたものである。 よって古文辞学が岩国から徳山 徂徠学派の儒者山県周南・津田東陽・山根華等により古文辞学が盛 苦学力行して古文辞学を祖述した\*\*」 と古文辞学の 吉川 清末毛利氏より先んじていた 般に朱子学が盛んで、 しかし岩国では遯庵の子宇都宮圭斎 へ及んだとするに 即ち、 古学の中でも古義学 岩国藩の儒者は、 この影響が多大であ には問 荻生徂徠の唱道した 題が ~ある。 徳 宝暦年 古義学を は岩国 Ш 藩 つ ま の 鳳 朝 間 に

覚

由 御家中大小之面 此度稽古場被仰付候間、 々 武芸無怠稽古可申候旨、 心掛之面 一个師 追々御沙 範之者江申談稽古可有之候 :汰有之候得共、 出精無之樣相聞江 候 弥稽 1古無 (怠出

右之通被仰出候、已上

|稽古場出来迄ハ御客屋之内当分御貸被成候

延享元年甲子七月十二日的

ずかんばしくなかった。 年十一月より家臣に兵法・槍術を学ばせた。 とれまで貞享四年十二月に桜馬場に射的場を設け、 しかるに、 前述の如き武芸奨励の通達を出し、 しか Ų 教育的組織までには至らなかっ 同時に兵法も講じていたが、享保五年これを増設し、 御客屋で武芸を学ばせた。 た。 しかもその出席は相変ら 元禄六

また、 同日次の訓令も出された。

覚

黒川 十右衛門 岡 部] 伊右衛門

近藤

岡部

御家中大小身不限剣術槍術稽古候様二場所被仰付 テ当分稽古場御貸可被成候間、 早々稽古初可被申候

候

心掛之面

々師範可被申候、

稽古場出来迄ハ御客屋之内

繁蔵義ハ兵学モ心掛面 但稽古日相定猥無之樣弟子申談可有之候、 [々へ伝可被申候

稽古出席之弟子可致帳面名前相認以、 尤出席 ノ順帳面記、 翌 日

延享元年甲子七月十二日四

御

l屋敷詰之御目付役迄帳面度々差出可有候

じめて教育的組織をみることができる。

これ により、稽古日が定められ、 出席帳に記載し、 御屋敷詰めの目付に提出されることとなった。ここに於ては

延享元年九月、 新陰流剣術に黒川十右衛門、 蔵本の東隣屋敷に稽古場が完成した。 法蔵院十文字槍術に岡部伊右衛門、 槍・太刀や軍学等の稽古学習は同月十六日より 刀流剣術及び北越流軍学は近藤繁蔵 開 始 Z 無方

れ

また同年十月に小笠流礼法に先山武右衛門があてられた。

法槍術に岡部六七が指導にあたった。

七

以上の如く、藩主広豊は国富鳳山を採用し、さらに武芸稽古場を設ける等、文武共に奨励した。 しかもそれらは

教育的組織をともなうものであった。

- 徳山市史編纂委員会編纂『徳山市史史料』中(昭和四十三年刊)四四四頁。
- (2) 『新訂增補国史大系』四一 三二四頁。『日本史料選書』六七八頁。
- (5) (4) (3) 慶安・承応の頃発布された。
- 「徳山藩史稿」。前掲『徳山市史史料』下 二一五頁所収。 「当家御制法」。前掲『徳山市史史料』中 三頁所収。
- (7) 註(5)同(

(6)

註(5)同。

『徳山市史史料』下二一二頁所収。

(10) (9) (8) 山口県文書館編『山口県史料』近世編法制上(昭和五十一年刊)四七頁。 前掲『徳山市史史料』中 一七頁。

註(5)同。

『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。

- (11) 註(5)同。 註(6)同 『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。
- 註(5)同 徳山市史編纂委員会編『徳山市史』上(昭和三十一年刊) 『徳山市史史料』下 二一三頁所収

四六二頁。

## 註(14)同

# 徳山鳴鳳館の創設

はこれより天保八年(一八三七)迄の三四年間にわたり藩政をとり、殊に家老奈古屋蔵人を重用し庶政に功績をあ 明和元年 (一七六四) 四月、江戸麻布の藩邸で六代藩主広寛が卒し、広豊の十男就馴が徳山藩を襲封した。

八

決まり、

それを増改築することとなった。

1. J

せた。学館の位置は、 授する学校創設の必要を認め、奈古屋蔵人を中心に粟靱負・福間五郎兵衛・粟屋亘らに命じ学館建設にとりかから 現をみなかった。 これまで学校の建築について本城紫巌・役藍泉・青木葵園ら古文辞を修めた学者より申し出もあったが、その実 天明五年に至り、藩主就馴は父祖の志、 広豊が延享元年 (一七四四) に勢屯丁東詰角北向屋敷 さらに教授所勤務の長沼釆石の申し出もあり、 (蔵本の東隣) に設けた武芸稽古場と

た(1) 嘉兵衛に金二百疋、棟居風斎に金五百疋が給付された。小笠流礼法は先山伝兵衛に命じられ、一人扶持 に た。 天明五年二月二四日、 また武芸では、 無方流剣術に玉井嘉兵衛、 専任の教授役に本城紫巌・役藍泉 北越流兵学及び一刀流剣術に棟居風斎が指南役に命じられ、 (教学院の法務を兼務) が命じられ、三人扶 持 給 に 8 玉井 給 3

文学教授役に対し勤務上の基本的な心得として左記の達がなされた。

覚

右此度稽古場旧制增補普請被仰付候二付、

成就之上彼場所被差出御家来中へ文学教授被仰付、

文学教授役

右ニ付心附之儀

別 稽古場 |紙被仰出候 一円支配被仰付候間、 火用心ハ不及申掃除等ニ至迄常々手堅可被申附 候事

附り、組付弐入荒仕子壱入附置候

弁当持参候節迚も稽古場内は禁酒勿論ニ候事

役中稽古場定居ニ も可被仰付候得共先無其儀候間、 定居之心得を以日勤可有之候、 然は終日詰切候儀も有之

九

講訳会読詩文会は勿論都而之学制遂吟

御居間 和書蔵之内教授役入用之書籍拝見可被付候間、 時々御書物預り役江及乞合拝借可有之候事

0

会日面着帳二ケ月限りニ御蔵本江可被差出候事

已二月廿四日<sup>(3)</sup> 右之通可被相心得候、已上

るが、貸りる場合は御書物預り役に申し出ること。 得をもち毎日 等にいたるまで日々注意し、 稽古場の増補普請および完成後の家来等の文学教授が命じられ、 出 勤 終日勤務にて弁当持参の時においても飲酒は禁ず。 そのために組付二人と荒仕子一人を配置すると達せられた。さらに稽古場に定居の 出欠帳は二ケ月毎に御蔵本へ提出する等、 御居間の蔵書は必要あれば拝見を許 また稽古場全体の支配や火の 勤務上の心得が申 用 可 す

また、次の命もあった。

渡された。

鴬

文学教授役

御 開館当日釈菜幷養老之礼式省略二而被仰付候間、其式法被相考是亦近々書附可被申出候事 |居間御書蔵御書物之内稽古場什書ニ被仰付候品も有之候間、 御書物預り役江合之上受取方可有之候事

·味近々書附可被申出候、

尤開館日限之儀は追而沙汰可有之候事

二月廿四日

に 本城 . 備えつける書物を譲渡するので御書物預役に申し出て受取ることと、書物の充実も図られた。 略式で釈菜・養老の礼式を行うのでその式法も近日中に提出するよう命じた。 《紫巖・役藍泉両教授役に開校とともに必要となる講訳・会読・詩文会など全ての学制を立案し、 また御居間の蔵書のうち、 また開 稽古場

稽古場における教育の方針は次の如く示され

聖賢之教を相守万事正しく教授方無怠慢様可 柏 ıΓ. 得

従学之輩都而勤惰を相糺し至歳末可申出事

忠孝を本とし礼儀廉恥を令弁知身持覚悟宜しく、

夫々器を成し御用ニ相立候様従学之輩相導可申事

右之通被仰出候条此旨堅可被相守者也

天明五乙巳年二月

奈

蔵人

(印判)

就在江戸不能判形 要人

富

右同断

粟

福 靱負 五郎兵衛

同

粟 百 同

は 忠孝・礼儀を身につけさせ、教育を受けた子弟が各々才智を得て、 につけさせ、藩に役立つ人物を育成すること、闫学生の出欠を歳末に提出することの三点であった。即ち、 教授役に示された教育方針は、 知行合一とともに教育に対する熱心さと必要とした。さらに教育目的の一つとして、学生に儒教思想よりくる <del>日</del>聖賢の教を守り怠りなく教授すること、 藩のために役立つよう指導するよう命じた。そ 口学生に忠孝・礼儀と文学の器量を身

を怠らないこと、口稽古場内では禁酒のこと、口稽古の道具は物により渡す、四出欠帳はこれまで目付方に提出し 諸芸師範に対しても文学教授役とほぼ同一の心得が申し渡された。 即ち、 

の方法として、学館への出席を重視し、学習効果をあげることを目指した。

必仰付候事

たが、 今後は二ケ月毎に御蔵 本へ差出すこととなったの

心俗を整 た 教育方針として、 一へ芸術励之志厚ク令鍛練、 ─先師之教を相守諸作法正しく所嗜之芸術指南方無怠慢様可相 御 用ニ相立候様門弟之輩 早相導可申 事 **巨門弟之輩都** 而勤惰を相 心得事、 糺

出

奈古屋蔵入ら五名の連署をもって諸芸師範に申し付けられ

た

IC 0 お 一徳を会得できるとする儒教精神の中核とも言える道徳的人間形成が、 学問教授役および な人材を育成することが、 てほ ほ共通 の理念として、 諸芸師 範両者共通した教育方針が 治道の立場から意図されていた。 文武両道を修練 学問 示された。 や武芸の末節にとらわれぬ人格的にすぐれたしかも藩 特に口につい 教育の基本方針・ て 文武両 目標であった。 道 の修練 をとおし て仁義

たこと、 徳山 藩 また文武稽古場が新しく建築されることに要因がある。 17 におい て前記 の 通達がなされ た背景には、 これまで再三文武奨励が これは次の史料からも窺える。 ねこ な わ れ たがその 功を十分みなか

有

角

江罷 事 御 付 草創之御思召を被為継、 他之芸術をも心懸可申候、 = 相 二 家来之面 心得 픥 |範之者江も弥以無忽教授仕候様被仰渡候条、 然処累年弥増困窮之時節ニ成行候得は、 礼法を乱さす風俗を正し昼夜無油断諸芸万端相励、 風俗不宜者も間々有之由被聞召上、彼是御煩慮之御事ニ候、 [々常ニ文を学ひ武を励ミ其外芸術心懸万事可相嗜之旨御代々就被仰出候、 芸術倍盛ニ風儀宜成立候様ニと之御思召ニ而、 尤時々諸芸勧業之甲乙評議之上褒貶被仰付猶上達出群之者於有之は格段 不任心底筋も有之自然ニ懈怠仕儀も可有之候得共、 本主之面々当務之暇在役非役を不論嫡子末子ニ至迄稽 家業有之輩は自門之業専相勤本業増隆之ためニは 依之延享年中御 乍御時節柄 此度 其旨相 先々代以御賢慮稽 旧 制 守 二増補 ·無怠慢 ニ御賞美可 就中等 出精 普 古場 請 古場 一被仰 御 閑 仕

## 右之通被仰出事、 巳上

巳三月廿三日

ても、 なっ 手段として、成績に甲乙をつけ褒貶をし、<br /> が重視されたことからも窺える。また一方において、 いた出席任意論が抑制され、 役・非役をとわず嫡子末子にいたるまで稽古場にて文学諸芸に励むことを命じた。 る基盤として文教政策と経済政策を結びつけた藩政であり、 即ち、 た。 藩主就馴の才覚、 これを是正するため就馴は、 多くの家来藩士が生活に困窮し、 また重臣奈古屋蔵入達の才能を認める必要がある。 塞鳩巣や三輪執斎等の主張した出席強制論が優先されたと解されるる。 文武の盛隆と風儀の向上を意図して稽古場の建築にふみきった。 特に上達の者には格段に賞美することとなった。 これにも原因して風俗が低下し、 学問は個人的修養であるとともに、 単に家来の風俗是正に止まらなかった。 文武諸芸の発展、 よって文武の修練に励むも との点につい 藩の財政・ 子弟等 て、 との点に これは出欠帳 荻生徂徠の説 の教育奨励 経済を打開 そして、 の が 少 お 在 す <

狂歌」 あれば教育効果をあげることができるとの見識からなされた。 範より名前年齢を申し出ること。武芸の修業は各藩とも十五才、早くて十二・三才より始めている。 出席し学習すること。 て、従学の士に対し次の通達がなされた。座席の順序は格式分限年齢に応じ列座すること。 天明五年四月一日, 17 「十五歳前 の武術は無益なり。 十五才以上の者は修業の諸芸師範名を十五日迄に提出すること。 稽古場の一応の完成をみた。 腕がよはくて術も叶はす。」 よって文学・武芸等全て稽古場で修行することになった。 とある如く、 身体的成長面から十五才以上で 但し、 素読段階の若輩は 四十才以上の者は師 これは 番衆 毎 そ

以上の如く入学に対する心得を示した。

同 年五月一日、 課業日割の通達がなされた。 諸芸の稽古日は次の如くである。

朝

素読

出勤可然事(別紙)六

人中談毎朝当分先四人宛

每月課業定

れ

武術

右五月朔

日

\_

一被差出

I候事®

た

また、

河 文学課業は次の如く定められた。 種 に礼法・兵学が教授され、

玉井嘉兵衛

四

凸九之日

三八之日 二七之日 一六之日

棟居風斎

覚

十文字

岡部

無方流鎗 刀流剣術

> 玉井嘉兵衛 権 右衛門

無方流剣術

小笠原礼 先山伝兵衛

十五 十五 之之 之之 日日 日日

唇臉 晚昼

北越流兵学 棟居風斎

その師範として岡部権右衛門、

玉井嘉兵衛、 棟居風斎、 先山伝兵衛が指名さ

29

— 161 —

右隔日二時

但朔日

[は昼四時ゟ三日は晩八時ゟ始之逐席如是

講釈十

五席

は教学院出勤可然候逐日准之但朔日三日は貫治、五月七日教授両人二席代二講説之事

(別紙)

右 海朝 一休息

十日廿日晦日

右四八之日同前

詩会三席 二日即席 十二日兼題 廿二日即席

右二之日 昼四時ゟ始之至暮終

**試業一席** 文会二席 十六日 六日即席

廿六日兼題

右六之日同前

一会読六席 四之日昼 八之日晚

討論三席 廿八 廿四 八 日日 日 昼 晩 十四日晚 十八日昼

右十之日

臨時之休息

十二月 サニ月 朔日 大月 朔日 休 正月十二日迄 五月五日 三月三日 七月七日十四日

九月九日

御在着

両日

五

— 160 —

御停止中

御法事中

旦上

右五月朔日ニ被差出候

本城貫治御蔵本において両人役達之四

右は「学校雑録」によるが、比較のため同年五月七日に公布された「鳴鳳館学制」を次に記載する。

每月肄業

講説十五席 孝経 附 絶句解 論語 奇日一 大学 昼一 中 晩 庸

孟子

書経

礼記

詩経

易経

家語

七才詩 唐詩選 四家雋

会読六席 四八日四為昼八為晚

其它随意大抵要十三家

史記

左伝

国語

漢書

国策

蒙求

世説

輪講三席八月廿八日昼 輪講三席十四日晚 中間十四日晚

其書目同講説

文会三席與六日即題 詩会三席二日廿二日即題 五七絶律排律 五七古詩

選体

一六

序記 品碑伝 論説 賛銘 書犢 雑 文 訳文

試業 席

記 誦試 文章試詩文 **博**通試 経 義 好娲

温読 毎朝

孝経 四子

附 絶句 解 七才詩 唐詩

選

四家雋

五経

独看解疑 蒙求 毎朝

世説 史記 漢書 左伝 玉 語 国策

休業 十之日

正月自元日 五節 八朔 諸忌諱 中元十四日 朝観発靱日及帰館日 臘月念後

即ち、 討論が詩論に名称等を変えた。これからすれば、「学校雑録」の一部変更があるものの基本的には両者同 鳴鳳館学制」 では課業に独看解疑が加えられ、 詩会の十二日の兼題が宿題となった。 また講

釈 が 講

で 説 皆休業四

ある。

に

盆 れを他藩に比べると課業日数が多いことがわかる。その課業日を学科目にあてた日数を表にすると第一表の如くで 藩 カ年の課業日数は毎年一月一三日より始まり一二月一九日に終り、その間毎月一○日二○日三○日 と節 主の発駕在着等を休みとした。これからすると、年間二七〇日足らず鳴鳳館で課業を行ったことになる。 句

ある。さらにこれらの課業日数を毎月どの日にふりあてたかをみると第二表の如くなる。

七

ぎ設立が早く、

しかも明倫館と同様に文学・武芸の両者を教授する総合教育がなされた点も特色の一つである。

この点に鳴鳳館の特色をみいだせる。

また、

防長両国では明倫館創設に遅れること六六年であるが、これに次

第一表学科目別に規定した毎月課業日

科	E	<b>_</b>	課業日数
講		説	15
会		読	6
詩		論	3
輪		講	3
詩		会	3
文		会	3
温読・狙	虫看角	<b>军疑</b>	2 7
(試	)	業)	1
十文字	鎗	術	6
無方流	鎗	術	6
一刀流	剣	術	6
無方流	剣	術	6
小笠原流	礼	法	6
北越流	兵	学	6

と最も多く、 これによると武道は毎日行われ、 次に講説 五日間、 会読六日教授された。 他藩と同様の方式を採っている。文学においては、 温読・独看解疑が二七日間

をとって名付けた。鳴鳳館の規模は、萩明倫館と比べると劣るが、蔵書は多く、殆どの書物が備っていたと言 館、 O 出典は詩経 天明五年五月九日、 武芸の方を閲武堂と称された。鳴鳳館の名は、亀井南冥が奈古屋蔵人を通じ、藩主就馴の委嘱をうけ選び、 「鳴鳳館学制」は、 一の大雅の巻阿の章である。 61 他藩に比べ細部に至り充実しているが多少煩しい。よって翌六月には改訂された。 よい よ開館にいたった。勢屯東詰北向屋敷に建築された文武稽古場は、 即ち、 「国闘がヲ周ニ比シ城山ヲ岐山 二擬シ雅名岐山鳳凰岐山二鳴クノ故事は 文学の 方 を 鳴 そ わ 鳳

第二表 鳴鳳館(稽古場)における課業日割表

						1/8	Щ.	八 寸	→ pm	取						为 1	5
補	北	小笠	無	_	無	+	独	温	(武	文	詩	輪	詩	会	講	学	$\nearrow$
一一一 、、、、注 輪詩令講〉	越流	小笠原流礼法	無方流剣	刀流剣	無方流	文字鎗術	看解									科/	<b>'</b>
輪詩読説は、	兵学	礼法	剣	判術	鎗術	鏑術	疑	読	業)	会	会	講	論	読	説		日
は、は、は、一四八四日	-					0		)							0	1	日 :
四八十日・二十二日・二十二日					0			) ,			0					2	
二二四 <u>金</u> 四八二四				0				)							0	3	
日日四時を日かり			0				(	)				0		0		4	
晩金をらい	0	0						)							0	5	
		-				0		)		0						6	一;
、四・二四日を晩に、一八日を昼行った。、八・二八日を晩に、一四日を晩に行った。四・一四・四四を晩に行った。四・四十四、四日を晩に行った。四・四十四十四日を上、八・二八日を晩に行った。一日は昼四時から、三日は晩八時より始まる。					0			)							0	7	
を発えれる				0				)					0	Ö		8	
行に一より			0					)							0	9	
たっ日姫。たをまった。	0	0														10	
院をに行						0		)							0	11	
た					0			)			0					12	
	-			0				)							0	13	
			0					$\sim$					0	0		14	
北小温詩 越笠読会 流原・は、	0	0						)							0	15	
流原・は 兵流独、						0			0							16	
学礼看昼 は法解四					10			)							0	17	
エース は 疑時				0				)				0		0		18	
一 <sup></sup> 一毎ら 五一朝暮			0					)							0	19	
二五行終	0	0														20	
甘三れで						0		)							0	21	
晩を					0			)			0					22	
<u> </u>				0				)							0	23	
=0			0					)				0		0	-	24	
<u></u>	0	0						)							0	25	
						0		)		0						26	
の日					0			)							0	27	
量を に発				0				)					0	0		28	
わ行			0					)							0	29	
『兵学は、五・一五: 五日の晩と│○・二○・三○日の昼に行われた。  流礼法は、五・一五:  五日を昼に、  ○・二○・三○日を晩に行った。  独看解疑は毎朝行われた。  、昼四時から暮終まで行った。	0	0				. , .					·					30	
-	六	六	六	六	六	六	<u>-</u>	111	-	=	Ξ	Ξ	Ξ	六	五五	合 計	課業日

### 坣 訟 $\overrightarrow{v}$ മ 第三表 藻 愭

地方年代	関東	奥羽	中部	近畿	中国	四国	九州	合計	西曆	年数	比率(年代合計×100 総合計(255))(%)
寛文~貞享		1			1		. 2	4	1661~1687	27	1.57
元禄~正徳			2	3		1		6	1688~1715	28	2.35
享保~寛延	3	2	2	3	4	. 2	2	18	1716~1750	35	7.06
宝曆~天明	2	7	10	5	9	2	15	50	1751~1788	38	19.61
寛 政 ~ 文 政	15	12	15	20	7	7	11	87	1789~1829	41	34.12
天保~慶応	14	5	16	13	İ		2	50	1830~1867	38	19.61
明治(元~4)	11	3	7	13	1			36	1868~1871	4	14.12
年代 不明	4							4			1.57
合 計	49	30	52	57	22	13	32	255	1661~1871	211	100
藩学の存否 不明の藩	4	2	5	2	5	3		21			

補註) 本表は石川謙著『日本学校史の研究』263頁の表を参考とし、比率は筆者が加えた。

5

鳴鳳館の

始

した時期であることが解せる。

しかし、

天明七年松平定信が老中

に

な

可禮

儀事

島聖堂

れ

て

()

る

り

同年九月の武家諸法度の第一条に「文武忠孝を励し、

学制」 とみられるごとく、 が火災にあい寛政十二年 教育重視の 就 訓 これら以前に就訓は徳山に藩学を創設しており、 は学館 を発布した。 の開学にあたり 政策が窺える。 その学制によると鳴鳳館 積極的な学問奨励が行われ、 (一八〇〇) 本城 紫巖 に大々的な復興が行わ 役藍泉 の 職掌は次の如くである。 に命じ撰 また天明六年湯 藩主の学問

ば

世 た

鳴鳳

孔子祭 学となったもの。 構造を設計したものでは、 これに属す。 の稽古場が増築され、 めに講堂を設け、 ために設けられた講堂から出立したもので、防長では岩国藩の養老館 て分類すると前述の四に含まれる。 石 Ш 譲氏は、 (釈尊)を行う行事から出発して、その祭典に付帯する講釈の 口儒官の家塾をひき上げて藩学にしたもの。 藩学成立の系譜を次の如く分類している。 日ごろそこで素読・講義を教えるようになり、 四初めから儒教教育の理念と構想との下に雄大な藩学 文武を教授する藩学となったのであるが、 萩明倫館がこれに含まれる。 鳴鳳館は、 ()公開 | 三聖堂を建 後に藩 系譜 講 武道 釈 た 7 が 0

ح

0

表

か

藩学設立の状況を年代別にみると第三表のごとくである。

)創設が含まれる宝暦・天明年間は各藩とも藩学の設立を開

教授官

館中管轄

官府告請

講説会読

討論判断

詩文点竄

典籍枚合

詩業督課

館中職堂

教授官二人 訓導師若干人 句読師若干人 司典二人 **傔僕三人** 

訓導師 解疑兼句読 其它肄業皆与焉

句読師 旬 **渍兼解疑** 同上

司典 典籍出納兼解疑 同上

**鎌**僕 使令酒掃役

等にあたった。教授の下に訓導師・句読師が若干名置かれ、 教授官二人は、本城紫巖・役藍泉が勤め、館中を管轄するとともに授業を担当し、 右記職掌概略、 其它館中事務輪次相為不必拘焉、 要在戮衆力巳的 生徒の句読・解疑等を指導した。

つかさどるとともに教授の助手を兼ね、 教科目は次の如くであった。 生徒の解疑・句読を指導した。傔僕は小使であった。

教授科目

記誦学 文章学 経義学 博通学

右四科学

記誦師訓導句読若干人 文章師教授二人

経義師欲官 博通師教授二人

右四科師

記誦試 文章試 経義試姑闕 博通試

司典は典籍の出納を

詩文の添削批評、

試験の監督

博

は通学は、

四

書

 $\mathcal{H}$ 

経

の経

性義に

通じ、

ために歴史学を、

また同時に諸学派の同異等を理解するために経書以外の諸子百家を学ばせた。

先王の大訓等を知りえた者が対象となっ

た。

この学科は、

歴史の変遷

## 妸

執道 科書に 道 師 が 漢 る音義 注主な教科書として使用され、 あ Ö 即 自己 衏 詩 標 別 唐 論 左伝 詩選 語 荋 用 準と定めた。 があった。 章 の言行の道を知り、 験事実、 6) 文選 心が使 書経 られ 句の指導にあたった。 誦学・文章学 国 た。 語 用 礼記・家語が、また旁通に詩経 大焉天下国家、 楚辞が用いられた。 文章学は賦詩・ され 経義学は、 詩業の教科書は、 国策が用いられた。 た 経義学 独看の段階の生徒には、 それを現状にあてはめる知行合一 素読を終え文章創作の道に進んだ子弟が対象となった。 地に名教要略が用 小焉一己言行《」 作文の学問で、 その教科書として、 博通学の 七才詩 文業には四家雋 独看に進むと講説に出席し、 四科が置かれた。 絶句解 文章師の教授二名が個人指導した。 いられ ・易経・春秋三伝・二礼・二載礼・徂徠二弁・孟荀 Ę 訓導師が指導にあたっ 孝経 ・唐詩選が主に使用され、 経書から儒教の本質を知り、 徂徠集・王李全集・韓柳文集・文体明弁の他に十三家が教 た。 ·四子· 記誦 を重んじた学問であっ 記誦学は、 師には若干名が命じられ、 五経が主体となり他に 四家雋 意義を学んた。 た。 まず素読から習い、 独看の教科書に蒙求 他に品彙 た。 さらに道徳を学び天下国家 賦詩は千首、 講説では、 即ち、 経義 李王集 それには句読師 句 の 孝経 本経 抽 読 文は五百題を学 師 名教 七 古今詩冊 世説 の教科 が が 才 四子 そ 而 使 詩 ||属性行 れ 用 と訓 に関 書 絶 五. Ĭζ れ 巵 句 す

M験は、 Õ 到 達点を博通学 次の如くである。 ic 求 め た まず記誦試は、 の は 特色と言える。 素読生• 独看生とも同様の方式でおこなわれた。

らゆる分野に及んで学習させ

たことが解される。

ただ、

徳山

.藩におい

て前述

の四科 政談が

のうち、 使

経義学を知行合一

即ち、

数十人

に نځ

は

温

公通

鑑

歴史

~綱

鑑

眀

紀

全裁

廿

一史

和史

十八史略

経 浴録

用され、

これ

からしてもあ

博通学の教科

四科

の試

Z

 $\equiv$ 

登録され、

隊伍を編成し欠席を申し出させた

作 行っ を評 17 0 た。 た。 まで広範囲に質問し、 から百人の生徒を一場にあつめ、 記 試 文章試 行動を忠愛の面を中心として記録し評価した。 博通試は、 一録簿を藩に提出させた **、験であるために、** :価するためであった。 た。 評 はは 一価は、 記誦試 各子弟が研究した書籍を予め届け、 音義 これらと試験方法も異り、 受験生はその場で答筆する方式をとっ に同様班に分け、 . 章句を誤りなく流暢に読むことができるか否かにより甲・乙・ 以上の三試は才芸についての試験とその評価法であるが、 四書五経に通じているか否か年により上中下の三班に分け、 詩と文を一題課し、 観察評価の方式を採った。 試験当日教授がその書物の名教・ 以上四科試は、 その回答を冊子にして教授が甲乙の二段階に分け た。 この試験は、 毎月一六日に行い、 即ち、 生徒の学問 毎月生徒の用意や言 道術および今日 経義試は実行を評 丙·丁 成績を館中に掲示し、 の深浅および才能の利鈍 の四段階 班ごと <u>(D</u> に価する 事 に分けら に 行 務 等 試 評 K 験 さら 0 ため 至る 価 動 ń を

生と専門科生に分けた。 藩学入学の生徒は、 散生と顓生に分られた。 散生は 学籍簿へ の記 その別は 名は必要なく自由に講席にでて勉学できた。 「其旁通文学斯為散生、 顓修斯道此即顓生9] ま た顓生は、 Ę 学籍: 普 簿 通科

鳴鳳館における授業・教科書・試験・出欠席は以上の如くである。

視し、 点は江戸時代初期 摘するようには、 教、 質素以治其家、 鳳 自今以往庶明其教以 その上に質実 館 の学風 敦厚撲実風 は 藩学 八の風 中 鳴鳳館学制」 期 Ď 八五 仏佑其 、および実学を重んじた。そして、 の人間教養 《被諸闔境、 政、 ・三九 政教併合国家其振》」 VC パ 1 人格陶冶と異なり、 是又所以体我公尊意者己學」 「凡人斯館者達道芸養材徳、 屯 ントが設立された江戸時 ۲ 学 学館の教育方針を「夫政府行政学黌行政、 政 力培養• 数十 とある如く、 代後期 致に求めてい 各供其職固母論焉、 知識技能の授与という実学的なも (宝暦 | 慶応) 、 る。 忠孝を根幹とし、 以上のことは、 即揖譲謙損 になると、 礼儀 以修其身、 石川 藩学教育 教 猶 0 廉恥 謙 17 政 氏 変 政 節 が 0 を 重 猶 貌 指 重 倹

しており、徳山藩の鳴鳳館もこれにもれなかった。

天明五年六月、 課業に関することがあまりに繁雑であるとの理由から、 左記の如く改正された。

### 覚

計を以治定可然候 一六之日 講課

右何れも奇日昼偶日晩

二七之日

館中課業是迄之通ニ而は余り繁々ニ而下見等差閊有之趣申出有之候ニ付、

以来左之通此外輪講試業等之義は見

会読 三八之日

討論

四九之日

講釈

六月四

右之通御心得可被成との御事

五之日

十五日 文会

## 第四表 鳴鳳館における課業日割表

補	文	詩	講	討	会	講	学 /
È	~	100	1	",	_	Pity	科
,	슾	숲	釈	論	読	課	В
						0	1
					0		2
				0			3
			0				4
		0					5
						0	6
					0		7
				0			8
			0				9
							10
						0	11
					0		12
				0			13
			0				14
	0						15
						0	16
					0		17
				0			18
			0				19
							20
						0	21
					0		22
				0			23
			0				24
		0					25
						0	26
					0		27
				0			28
Ì			0				29
							30
	_	=	六	六	六	六	合 課計 日

輪講・試業等は見計って行われた。 講課・会読・討論・講釈は奇数日を昼に、偶数日を晩に行った。

二四

# 第五表 鳴鳳館教授表

元 蕃 (天保8~明治2)	嘉永 3年(1850) 9月17日	۲	\$ \$	Ē	击	H F		
	嘉永 3年(1850) 9月17日	<b>天足1/年11日1日</b>		<b>F</b>			Ř	
		天保14年12月1日	受方取計	数数数				1 4
		天保9年7月28日	導 方	羧	- -	三界	<del>}</del>	出を小田
	天保14年12月1日	天保5年7月16日	教授役座取計	数挺		ž		1 4 4
	天保14年12月1日	文政3年7月23日	教役	助	<b>.</b> 掛	+	* -	日本が出
色 (寛政9~天保8)	天保5年(1834)7月14日死	文政 3 年 7 月 23 日	授役	数				
方 鎮	文政 3年(1820)7月23日	文化10年7月28日	教授役座取計	数接	Ŋ	沼米	XIII	三代学頭
	文化8年12月20日	文化7年12月24日	教役	世				
	文化7年12月24日	文化2年2月10日	教役	要	哨	本田田	竹;	
	文化6年(1809)9月28日死	寬政5年(1793)5月27日	類後	数				
(明和元~寛政9)		天明7年8月23日	大電	쾌	泉	糯	筑	二代学頭
就	天明7年8月23日	天明 5 年 2 月 24日	授役	劵				
(免)	享和 3 年(1803)10月 5 日死	天明 5 年(1785) 2 月24日 (任)	授役	劵	巌	城紫	*	初代学頭
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期間	在職	松	孁	公		凩	

(補注)『徳山市史史料』下285頁による。

註(1)同。

註(3)同

これを表にすると第四表の如くである。この表と第二表を比較しても判る如く大々的に簡略化されている。

修めた学者を採用している。これは宗藩明倫館の学風にならい実学を尊重したことによる。 の流れをくむ亀門学派が隆盛した。しかし、その後嘉永五年(一八五二)鳴鳳館が興譲館と改名された時に徂徠学 また、 鳴鳳館の教授は第五表の如くである。この表から、鳴鳳館は創設と同時に本城紫巌・役藍泉の古文辞学を 殊に、筑前の亀井南冥

## △註/

を捨て朱子学をとった。

(2) (1) 「学校雑録」。徳山市史編纂委員会編『徳山市史史料』下 二四二~二四四頁所収。

註(1)同。 註(1)同。 前掲 『徳山市史史料』下 二四二頁所収。

前掲『徳山市史史料』下 二四三頁所収。

註(1)同。 前掲 『徳山市史史料』下 二四四•二四五頁。

(9) (8) (7) (6)

(5) (4) (3)

前掲『徳山市史史料』下

二四四頁所収。

註(5)同。 註(1)同。 註(1)同。

『改訂史籍集覧』一七冊 八〇〇頁。

とれは一 一席の誤りである。

前掲『徳山市史史料』下 二四五・二四六頁所収。

(12)

(11) (10)

「徳山藩史稿」。前掲『徳山市史史料』下 二〇九頁所収。 「鳴鳳館学制」。前掲『徳山市史史料』下 二一九頁所収。

石川譲著『日本学校史の研究』(昭和五二年刊)二六二・二六三頁。 高柳真三•石井良助編集『御触書天明集成』(昭和五一年刊)一頁。

(15) (14) (13)

註(12)同 註(12)同(

前掲

『徳山市史史料』下

1110頁所収

<del>--- 149 ---</del>

明倫館の如く、

そして、

創設の目的は、

(21) (20) (19)(18) 註(20)同。 註(12)同。 註(12)同。 註(12)同。 前掲 前掲 前掲 『徳山市史史料』下 『徳山市史史料』下 『徳山市史史料』下 二一八頁所収 二二一頁所収。 二二四頁所収。

(23)(22)

前掲『日本学校史の研究』二六四頁

註(1)同。 前掲『徳山市史史料』下 二四六頁所収

### お ゎ n に

近世諸藩の綜合大学ともいえる藩学は、諸藩の状況によりその創設が異る。徳山藩においては、 藩儒の進言が創設の契機となった。 藩主就訓 の

その根源は、

元賢の設けた稽古場にある。

鳴鳳館の特色として、⊖多大な蔵書があったこと、□古文辞学(亀門学派)が隆盛したこと、□文武両道を教授 特に文学において経義学にて実行を説き、その到達として博通学をおいたことなどがあげられる。

教授陣等からも窺えるように大規模なものではなかった。

忠孝を身につけさせること、人材の育成により藩の経済を豊にすることがあげられる。

藩学創設以前に設けられた稽古場をより充実し、

自衛戦力をつけること、

藩士に礼儀

総合経済研究所昭和五七年度個人研究の一報告である。

<付記>

本稿は、

二七

好

しかし、

萩